2　法第三条第一項の登録を受けた者若しくは法人であってその業務を行う役員又は法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録を受けた者又は法人であってその業務を行う役員が精神の機能の障害を有する状態となり、液化石油ガス販売事業の適切な実施が著しく困難となったときは、法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。	［新設］
（法第三十条第三号の経済産業省令で定める者） **第三十条の二**　法第三十条第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により保安業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	
備考　表中の［　］は注記である。	

（対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第六条第四号の経済産業省令で定める者） **第二条の二**　法第六条第四号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により対人地雷の所持を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［新設］
備考　表中の［　］は注記である。	

（アルコール事業法施行規則の一部改正）

第十三条　アルコール事業法施行規則（平成十二年通商産業省令第二百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（製造の許可の申請） **第二条**　法第三条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。 一～四　［略］ 五　申請者（申請者が法人である場合においてはその法人及びその法人の業務を行う役員、未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。）が法第五条各号に該当しないことを誓約する書面 六　［略］	（製造の許可の申請） **第二条**　法第三条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。 一～四　［略］ 五　申請者（申請者が法人である場合においてはその法人及びその法人の業務を行う役員、未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においてはその法定代理人を含む。）が法第五条各号に該当しないことを誓約する書面 六　［略］